

2010年日本の判例動向

1. 概要

2010年に下された日本の難民訴訟事件判決のうち、その結果を難民研究フォーラムにおいて確認し得た事例は下記の通りである。タイ（ベトナム）3件（③地裁1件、⑫⑬高裁2件）及び⑮エチオピア1件はいずれも難民の勝訴である。なお、タイの事例⑫8月9日判決は③2月19日地裁判決に対する控訴審によるものである。⑮エチオピアの10月1日判決では、在特不許可処分無効の判例を踏襲し、ノン・ルフルマン原則の意義を確認した。最大の件数を占めるビルマ（ミャンマー）の事例中、①②④⑥⑨⑰⑱の7件で難民の勝訴、2件では裁判所の認定が分かれた。⑤3月23日判決では、1名が勝訴、1名が敗訴である。⑯10月29日判決では、2名が勝訴、18名が敗訴であった。

表 2010年日本の主な難民に関する訴訟の概要

No.	判決日	出身国	裁判所	判決
1	2010年1月29日	ビルマ	東京地裁	原告（以下省略）勝訴
2	2010年2月5日	ビルマ	東京地裁	勝訴
3	2010年2月19日	タイ	東京地裁	勝訴
4	2010年3月8日	ビルマ	福岡地裁	勝訴
5	2010年3月23日	ビルマ	福岡地裁	勝訴1名、敗訴1名
6	2010年4月22日	ビルマ	福岡地裁	勝訴
7	2010年4月28日	ビルマ	東京地裁	敗訴
8	2010年4月28日	ビルマ	東京高裁	敗訴
9	2010年6月8日	ビルマ	東京地裁	勝訴
10	2010年6月24日	ビルマ	東京地裁	敗訴
11	2010年7月30日	ビルマ	東京地裁	敗訴
12	2010年8月9日	タイ	東京高裁	勝訴
13	2010年8月31日	タイ	東京高裁	勝訴
14	2010年9月29日	ビルマ	東京高裁	敗訴
15	2010年10月1日	エチオピア	東京地裁	勝訴
16	2010年10月29日	ビルマ	東京地裁	勝訴2名、敗訴18名
17	2010年11月12日	ビルマ	東京地裁	勝訴
18	2010年12月13日	ビルマ	名古屋地裁	勝訴

2. 2010年日本の難民判決の注目点

(1) 退去強制事件に関わる「国籍国」の取り扱い

事例⑫8月9日判決において、退去強制先が「国籍国」でない場合があり得るのであり、本人の希望する居住経験のある国という規定（入管法53条2項）に基づき、「本国」の意味について裁判所は一定の判断を示した。法律上の出身国と事実上のそれが争点となった事例である（申請者の申告に基づきベトナムではなくタイと標記する）。原告は、インドシナ戦争の際にベトナムからタイに逃れた難民の子であり、ベトナム難民としてタイに居住していた。しかし、タイ国籍もベトナムの公的書類も有していない。タイ政府は、1992年以前にタイ国籍を有せず、又は同年以降にタイ国籍を取得せずにタイ

を出国したベトナム難民の子孫に、タイ国籍の取得を認めず、さらに1999年以降、タイ政府はそうした者の帰国を受入れていない。他方、ベトナム政府も、本人又は両親に係るベトナム政府発行の出生証明書等の公的書類がない限りベトナム人として受入れていない。そのため、原告の退去強制先とすべき「国籍国」又は「本国」が問題となった。入管法53条1項は、退去強制先を、原則としてその者の国籍又は市民権の属する国と規定する。同条2項は例外規定を定めており、1項で規定する国に送還し得ない時は、「本人の希望」により、「本邦に入国する直前に居住していた国」又は「本邦に入国する前に居住していたことのある国」に送還されるものとする。タイで生まれ育った原告にとり「本国」とは親族が居住するタイであり、かつ「本人の希望」も「本邦に入国する直前に居住していた」タイであった。にもかかわらず入国審査官は原告に対し、「法律上」の「国籍国」と想定される国はベトナムであると判定するのみで、口頭審理を放棄すれば、ベトナムへの送還となることを十分周知させていなかった、と裁判所は判断した。そして「退去強制を受ける者の重要な利益に係わる事項」である退去強制先国の決定について、法令上の根拠がなくとも入国審査官には、本人に対するその意思確認を行う「条理上」の義務があると判示し、地裁の同様の決定を高裁も踏襲した。

こうした判断は退去強制先での処遇について、当事者保護の観点にたった点で評価できる。ただし、本件は、「法律上」の「国籍国」に送還できないことが明確な事例であり、入国審査官の申立人に対する意思の確認義務の根拠を「条理」に求めた点に、若干の疑問が残る。

(2) 迫害のおそれに拷問のおそれの認定も加える傾向

⑮エチオピア人の難民訴訟において、原告は、野党の党员として反政府活動に加わっていたため、政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあると主張していた。

本件で裁判所は、「迫害」とは「通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧」と定義した上で、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いている「主観的事情」のみならず、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱く「客観的事情」の必要性を指摘した。こうした論理構成は従来通りである。その上で、裁判所は、原告がエチオピアに送還されれば、2回目の逮捕に係わる嫌疑の終局判決が未決であり、かつ政治的理由による不当な拘束や刑罰等という「迫害」を受ける「客観的」なおそれが存在する、と認定した。したがって「迫害」が認められる難民に対し、入管法61条の2の2第2項に基づく在留特別許可を認定せずに、入管法53条3項で禁止される迫害のおそれのあるエチオピアへ送還することは、入管法の根幹に係わる「重大な瑕疵」となる。以上の理由で、難民性を認め、在留特別許可を認めないとする処分を無効とした。

本判決では、難民条約1条A(2)の迫害の認定とともに、難民条約33条1項だけでなく拷問等禁止条約3条1項に基づくノン・ルフルマン原則の適用を認め、入管法61条の在留特別許可による保護を認めている。この傾向は、ビルマの事例①1月29日判決及び②2月5日判決(判タ1333号121頁)でも明らかである。また、在特不許可処分無効の基準は、「重大かつ明白な瑕疵」でなくとも、「重大な瑕疵」のみで足るとした先例は、これに先立ち東京地判平19・2・2がある(平成17年(行ウ)第114号、第115号、判タ1268号139頁)。

(3) ビルマ人共同訴訟に対する勝訴・敗訴判決の分岐点とされた理由

⑯の2人が提訴した事例の判決では、1人(A)は勝訴、もう1人(B)は敗訴となった。原告A及びBはロヒンギャ族である。その主張によればビルマ国籍(申請者の申告に基づきミャンマーではなくビルマと標記する)のイスラム教徒である。原告Aはビルマの民主化を訴えるデモに参加し、逮捕状が発付され身柄を拘束されそうになったことから、主観的事情のみならず客観的事情からも、反政府活動を行った者としてビルマ政府から迫害を受けるおそれが認められる、と裁判所は判断した。他方、原告Bに逮捕状が発付されているモスクの放火事件及び郵便局の爆破事件は、政治的な意見とは関係なく、当該逮捕状がロヒンギャないしイスラム教徒であるから発付されたと認めるに足る証拠もない、と裁判所は判断した。

後者の判決に関して留意されるべき点がある。日本は難民条約及び拷問等禁止条約の義務を課され、近年、入管法が難民条約および拷問等禁止条約を強く意識した条文に改正された。このことから、迫害の概念の国際的基準を常に意識する必要がある。ところが、原告Bが、モスク放火および郵便局爆破事件について国軍の関与を疑ったことでそれらの犯行がBによるとされた、と主張したにもかかわらず、裁判所はその点を考慮せず、Bの訴追のおそれが生じている放火等の行為が「具体的」であるからその政治性が排除される、と判示しているのであれば、難民条約の難民概念定義に定める迫害理由としての「政治的意見」が排除されることとなる。この判断は国際的基準と乖離していると言わざるを得ない。

次に、⑰10月29日判決では2名が勝訴、18名が敗訴であった。本件では「生命又は自由」以外の、その他の人権の重大な侵害に対し「迫害」が認められるかが争点となった。判決では、「迫害」に「生命又は自由」以外の法益侵害を含むと

すれば、受入国はその被害者を難民としながら、「生命又は自由」の被害者である難民と異なり、不法な入国又は在留を（当該者が生じている場合、それを）理由として処罰し得ることになり、さらにその法益侵害のおそれのある領域に追放し得る、という不合理な結果になる、と判示された。さらに「自由」は精神的自由や経済的自由等を含む概念と一般的には言い得るが、難民条約上、「自由」と「生命」が並置されており、生命活動に関する自由と解するのが合理的で、経済活動の自由等は含まれないとし、「迫害」から「生命又は自由」以外の法益侵害を排除した。

この点、「生命又は自由」以外の法益侵害を考慮するにあたり、少なくとも日本が批准している国際人権規約等国際人権諸条約の基準から、「人権の重大な侵害」に言及する必要があると考えられる。

安藤由香里（大阪大学）